

無料レポート

# 今日やる！確定申告

ついでにちょっとだけ節税も・・・

## はじめに

はじめまして、レポートをまとめました丸田と申します。  
今回は無料レポート「今日やる！確定申告。ちょっとだけ節税も・・・」をダウンロード  
頂きありがとうございます。

現在、日付が変わって3月13日。確定申告の期限が15日ですのでもう**ギリギリ**です。  
私は身近なお金の事に関するメルマガを発行していますので、いよいよ追い込まれて「今  
から確定申告をやろう！」という方々のために無料レポートをまとめてみました。

皆様のお役に立てれば幸いです。  
私はこのようなテーマでメルマガも発行しておりますので、よろしかったらこの機会にご  
登録ください。

以下、メルマガの宣伝です。

この低金利時代、銀行に預けても老後の不安はとて拭えません。  
しかし何かやらねばと思っても、いざ投資と言ってもピンと来ない方も多いはず。  
そんな方々と共に節税、保険、年金、住宅ローン等まずは身近な守りの分野から、お金の  
知識を高めていこうと言うメールマガジンです。

### **「まずは身近な所から身につけるお金の知識」**

まぐまぐの紹介ページ：<http://www.mag2.com/m/0000183227.html>

関連サイト(ブログ)：<http://www.kingyo.co.uk/money/>

0 . 確定申告のやり方

1 . 税金の意味を考えてみる

2 . 徴税方法について考える。

3 . 課税の基本を学びましょう。

3 - 1 . 総合課税と分離課税

3 - 2 . 累進課税について

3 - 3 . 損益通算について

3 - 4 . 課税所得と各種控除について

4 . 節税の具体例（即効性のあるもの）

4 - 1 . 雑損控除

4 - 2 . 株式等の譲渡益について

4 - 3 . 扶養控除、配偶者控除

4 - 4 . 住宅ローン減税（その他住宅ローンの情報）

4 - 5 . その他の控除（医療費控除、生命保険料控除など）

5 . 最後に

## 確定申告のやり方

皆さん、確定申告は難しいと思いませんか？  
会社を休んで税務署にいかなきゃならないと思いませんか？

実はいまどきそんな事もないんです。

**なんとインターネットで申告書を簡単作成して、郵送すれば OK!**

それがいまどきの確定申告スタイルです。

大まかな流れは

1. 国税庁のページで確定申告書を作成 & 印刷
2. 管轄の税務署へ郵送

たった、これだけです。簡単でしょう？

ではその気になってもらったところで、もうちょっと詳しく説明していきましょう。(笑)

### 1-0. 必要なものを用意する

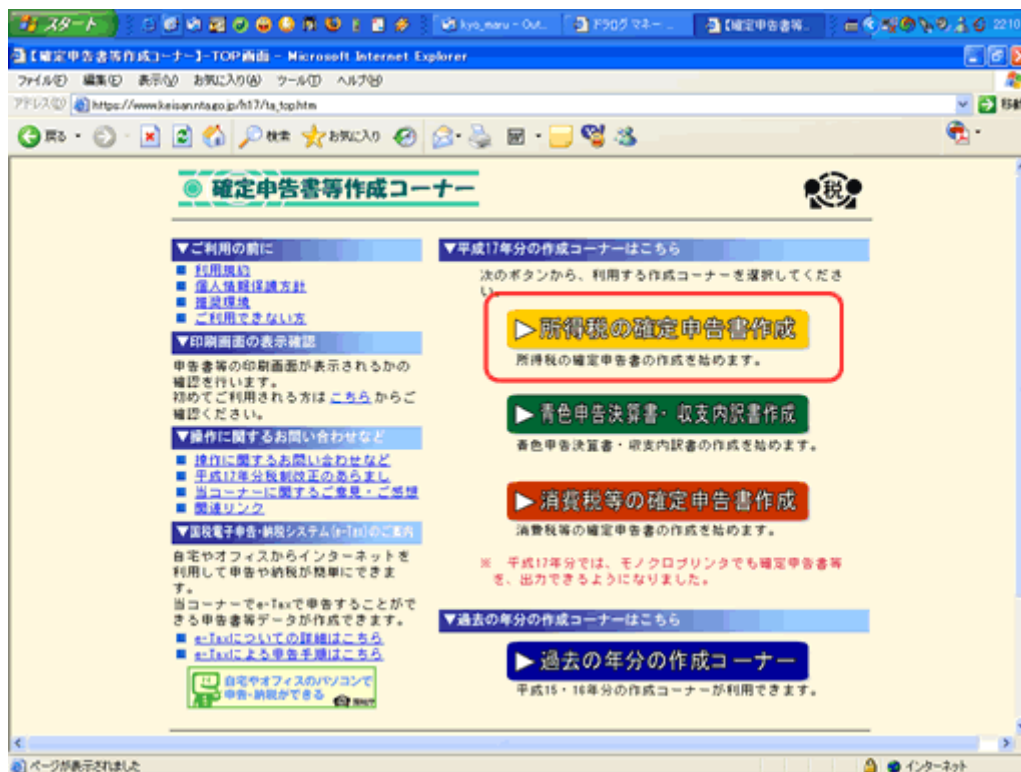
源泉徴収票や年末調整し損ねた「保険」「株式譲渡益」  
「扶養者の増加を表すもの」「住宅ローン控除の証明書」・・・など、  
必要なものを用意してください。

- 1-1. 国税庁の HP にアクセスする。  
以下のページにアクセスしましょう。

国税庁 確定申告作成コーナー

[https://www.keisan.nta.go.jp/h17/ta\\_top.htm](https://www.keisan.nta.go.jp/h17/ta_top.htm)

- 1-2. 表示されたページの右上の黄色のボタン  
「所得税の確定申告書作成」ボタンを押します。



### 1-3. 申告書フォーマットの選択

「給与還付申告書」「申告書 A」等、いくつかの選択肢がありますから、自分にあったものを選んでください。

よく分からない場合は「申告書自動選択」を選んでくださいね。

その場合は次の画面で自分の該当する所得を全てチェックして先に進んでいくと、自動で適正なフォーマットを選んでくれます。



#### 1-4. 生年月日を入力

スタート | kmaruta - Out... | 2 Internet Expl... | Macromedia Fr... | 22:30

https://www.kinnan.nfa.go.jp - 【確定申告書作成コーナー】- 生年月日入力 - Microsoft Internet Explorer

所得税の確定申告書作成コーナー

トップ画面 > 申告書選択 > 生年月日入力 > 所得・所得控除等入力 > 住所等入力 > 申告書等印刷 > 作成後の確認事項

### 生年月日入力

あなたの生年月日を入力してください。  
入力された生年月日は、申告書への表示や控除額の判定に使用されます。

生年月日

昭和 47 年 月 日

※ 作成中に「生年月日入力」画面に戻ると入力データがクリアされますので、誤りのないことを確認の上、次の入力に進んでください（生年月日のみの訂正はできません。）。

この画面以降において前画面などに戻る場合には、右クリックメニューの「前に戻る」は使用せずに、画面上部のリンクを使用してください。右クリックメニューの「前に戻る」を使用すると、税額等の計算に問題が生じることなどがあります。

次 ^ 申告書選択に戻る

ページが表示されました | インターネット

1-5 . 確定申告書の詳細入力画面になります。  
この表を完成させる事が最大の目的なわけですが、  
これがどういう表なのか大枠を説明すると

緑色の「収入金額等」のグループを入力すると

その下の水色の「所得金額」が計算されて表示されます。

例えば「給与」所得は、上の緑色の「収入金額等」のグループに  
入力した額から「給与所得控除」という計算をして、  
下の所得金額のグループの「給与」の欄に計算された値が表示されます。

そのさらに下の赤っぽい「所得から差し引かれる金額」のグループは  
社会保険料控除、生命保険料控除、その他  
いろいろな所得から控除される金額を入力していきます。

の入力が終わると右の紫っぽい「税金の計算」のグループに税額等が表示されます。

要は を入力すると が自動表示されて、  
を入力すると から の税額等が計算されます。

株式や先物などの損益が有る場合にはもう少しだけ複雑になりますが、  
基本は「所得を入力して」「控除額を入力する」と「税額が計算される」  
これだけの簡単な構図になります。

### 用語説明 「給与所得控除」について

給与所得控除とは所得のうち「給与」として得た収入に対し、一定の割合額を必要経費とみなして、一律に控除してくれるものです。その計算式は以下の通りです。

1,800,000 円以下 収入金額 × 40%

650,000 円に満たない場合には 650,000 円

1,800,000 円超 3,600,000 円以下 収入金額 × 30% + 180,000 円

3,600,000 円超 6,600,000 円以下 収入金額 × 20% + 540,000 円

6,600,000 円超 10,000,000 円以下 収入金額 × 10% + 1,200,000 円

10,000,000 円超 収入金額 × 5% + 1,700,000 円

給与所得者 = サラリーマンは通常は必要経費は会社に全部出してもらいますから、本当は必要経費なんてかかることはホトンド有りません。

そう考えると、「なんと大盤振る舞いなのか」とも思いますがそんなこともなく、

- ・ サラリーマンは会社に徴税義務を負わせているので手間無く税金を取れる。
- ・ サラリーマンは会社に徴税義務を負わせているのでと取りっぱぐれが無い。
- ・ サラリーマンは会社に徴税義務を負わせているので脱税のしようが無い。

等の理由で、サラリーマンは自営業者のなどに比べて税的弱者であることを考慮した調整措置とも取れます。

「給与所得控除」の説明はココまで

たとえば給与所得の入力方法を簡単に説明します。

※ 転居などにより、申告時の住所と源泉徴収票に記載された住所が異なる場合には、住所が変わったことを証する書類（住民票、免許証の写しなど）を一緒に提出されますと、還付手続き等がスムーズになります。

税制改正により平成18年分以降、「配偶者控除」と「配偶者特別控除」を重複して適用を受けることができません。  
「源泉徴収票」を確認していただき、源泉徴収票上で「配偶者控除」と「配偶者特別控除」の両方の控除が適用されている場合は、勤務先から正しい計算がされた源泉徴収票の再交付を受けた上で、申告書を作成されるようお願いいたします。

(源泉徴収票の見本を表示)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	4,277,482 円	円	円	内( ) 円 113,360 円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の額	障害者の額	社会保険料等の金額
			生命保険料の控除額	損害保険料の控除額
				住宅借入金等特別控除額
				円
(控除)	年調定率控除額 ---- 円	国民年金保険料等の金額 ---- 円	配偶者の会計所得	円
居住開始年月日			個人年金保険料の金額	円
			長期損害保険料の金額	円
支払者	住所(雇用)又は所在地			[全角14文字以内]
	氏名又は名称			[全角14文字以内]

未納付の源泉徴収税額がある場合入力してください。  
(未納付がある場合源泉徴収税額欄に「-」が書かれています。上記の額が未納付分となります。)

各所得の文字をクリックすれば、各所得の詳細入力画面です。

例えば「給与」所得の画面を開いてみてください。

源泉徴収票の表示にあわせたフォーマットになっているのでそのまま源泉徴収票の見た目の通りに入力していけば簡単です。

もしも転職などで2箇所以上からお給料をもらった場合は、会社ごとに源泉徴収票をもらっているはずですから、合算せずに厳選徴収票の内容を一枚ずつ入力する事になります。

具体的には一社分の

「支払い金額」「源泉徴収額」「源泉徴収額(未納分)」と

下のほうの「支払い者情報」を入力して「もう一枚入力する」を選ぶと、もう一枚の源泉徴収票入力画面になります。

どの項目も見れば大体解るようになっていきますので、自分の関係ある画面を開いてはひたすら入力していきましょう。全て入力し終わったら、画面一番下の「次へ」をクリック。

## 1 - 6 . 印刷へ

「住所・氏名等入力」ボタンを押して、それらの情報を入力。

指示に従って次の画面に進んでいくと、ついに印刷用画面にたどり着きます。

注意として、確定申告書を印刷する最終画面は PDF という形式のファイルになりますが、これは「アクロバットリーダー」等の PDF ファイル閲覧ソフトが必要になります。

大体の場合、最初から PC にインストールされていると思いますが、

万一、PDF ソフトが開けない場合はこれらのソフトをインストールしてみてください。

アクロバットリーダー ダウンロードページ

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

出来上がった書類は、管轄の税務署に郵送してください。

駆け足でしたが、確定申告書の作成については以上になります。

こんな駆け足の説明じゃあ初めての方は解らないところもあるかもしれませんが、確定申告なんて、要は「慣れ」です。

一度やってみると、次からはなんでもないものです。

少なくとも私のメルマガを本気で読んで行って頂ければ、来年はなんと言うことは無いでしょう。

また、節税をするには課税の仕組み = 確定申告書の仕組みが理解できなくてははいけません。少なくとも、来年は皆さんにチャレンジしてもらいたいと思います。

さて、続いては今回の確定申告で活用できるかもしれない節税の方法です。

## 税金の意味を考えてみる

皆さん、税金ってどんなイメージを持っていますか？

私はと言うと、「国家などの権力により好き勝手に取って行かれて、公務員と名乗る阿呆どもに好き勝手に使われるお金。」と言う感じでしょうか。ちょっと過激すぎますが・・・（苦笑）

ここまでは言わなくても「取っていかれる」イメージが強いと言うのが、皆さんの本音ですよ～？

しかし、冷静に考えてみると税金は当然必要不可欠なものです。公共サービスは生活に必要な不可欠なものも多いですよ。（反面、無駄なものも多いですが・・・）

これらのサービスを維持するために皆でお金を出し合うのが税金の本来の意味ですよ。相互扶助の精神の表現としての税金ですから、無駄遣いせずにきっちりやることやって貰えば私達の納税意識も多少は変わるってものです。

しかし、相変わらず税金無駄遣いのニュースは飽きる事も無く流れ、年度末と言えば馬鹿みたいに急に道路工事が増えて大渋滞。（ちなみに道路の渋滞でも経済的損失はすごいらしいですよ。）役人と言う動物は「予算は節約するものではなく、使い切るもの」と言う考えをちっとも改める気配がありません。

さらに歴史的に見て、いつもお上から召し上げられるだけで、そのお上に常に従ってきた日本国民にとって、市民革命を経験し自ら政府を作り上げた自負のある諸外国民よりも納税に関しては否定的な感情が強いのは仕方の無いことかもしれませんね。

そういう背景もあってか、我々の本心はやはり「不必要な税金は一円たりとも払いたくない」訳ですから、合法的な範囲の節税は是非積極的に取り組みたいものです。

## 徴税方法について考える

皆さん、去年自分が払った税金を知ってますか？

「源泉徴収」とは恐ろしい制度です。国が会社に徴税作業を肩代わりさせて、有無を言わさず給料から天引きさせます。

サラリーマンで確定申告をする個人は稀です。そして源泉徴収のみのサラリーマンは納税意識は薄く自分の納税額も把握して無い人がほとんどで、結果としてその税金の使い道にも無頓着になりがちです。

仕方ないですよ。

だって、よくわからない給与明細を一年分集めて解読して、いくら取られているのかを細かく計算しても気分が悪くなるだけですから。

でも、でもっ！納税額を把握しないのは悪循環の始まりです。

我々はちゃんと納税意識を持ってその使い道を出来るだけ把握して監督しないと、国も間違った方向に税金を使ってしまうかもしれませんし、何よりもそんなんじゃ税金が

**取られ放題の取られ損です！**

反面、キッチリ戦略を立てて実行すれば確実にいくらかの節税は出来ます。そしてそれは、「個人年金に加入する」「保険に加入する」等の「人生設計」に深く関わるものも多いです。将来の国の年金も不透明で頼りない現状で、

**将来の備えが出来て節税も出来る**

なんてステキじゃないですか！

例えばある年金に入って年間に20万円支払って、その結果年間2万円節税できたとする、

**ある意味その年金は10%の利回りです。**

その意味では節税はノーリスク・ミドルリターンの投資と考える事も出来ます。

いやーっ、節税って奥が深いですね～。これを勉強しない手は無いというものです。

そして賢い国民になり、税金は必要以上に払わない事もまた、

ぬるま湯に浸かりきった「お上」と言われる方々への国民の意思表示になるでしょう。

**私達がいつまでも無知で言いなりにお金を出し続けるだけのサラリーマンではないのだと彼らに知らしめましょう！**

## 課税の基本を学びましょう

節税云々を考えるには、まずは税金を課税される基本を学ばなくてはなりません。そしてそれは、まずは皆さんが身近な所得税についてですね。

所得税の仕組みの要点をいくつか箇条書きにしてみましょう。

1. 一般的な**総合課税**の他に**分離課税**と言う特殊な枠もある。
2. **累進課税**である。
3. 損失があった場合は損益通算でき場合もあるが、**損益通算の範囲が限られる**。
4. 所得全額に課税するのではなく**各種控除後の金額（課税所得）に課税**。

他にも細かい事を言えば色々あるでしょうが、まずはこの辺が大事でしょう。もう少し詳しく説明していくと、以下のようになります。

### 1. 総合課税と分離課税

一般的に所得税は「合算して所得に応じた税率で課税する」スタイルの**総合課税**されます。しかし、利子所得（住民税含め 20%）、株式の売買による所得（時限措置で住民税含め 10%）など**他の所得と合算せずに独立して、一定割合で課税することを許される**ものがあります。累進課税なのでお金持ちには税率が低くありがたい制度ですが、私のような貧乏人には

**そっちの方が税率が高かったりして迷惑することもある制度です。**

## 2. 累進課税について

皆さんなんとなく知っているはずですが、所得税は稼ぎが多い人ほど高い割合で課税されます。

参考 累進課税の税率表

<http://mem.ecall.co.jp/azaz/shiryu4.htm>

大雑把に言うと課税所得 330 万円以下の方は今よりも 10 万円稼ぐと 1 万円税金を払い、1800 万以上の方は今より余計に 10 万円稼ぐと 3 万 7 千円税金持っていかれます。正確に言うと、住民税もありもっと高額になりますが。1800 万以上の方だと、住民税も含めた税率は 50% です。

ちなみに増税の議論のときに

**「もっと金持ちから取れ」と言う人が多いですが、それは大きな間違いだと、貧乏人ながら私は思います。**

と言うのは、日本の「所得税の 4 分の 3」を「4 分の 1 の高額所得者」が納めているそうです。しかし受ける行政サービスは金持ちも貧乏人平等なわけで、当然ですが選挙権も納税額に関係なく全く平等な 1 票です。

こうなるとお金持ちは完全に税金払い損です。多く払って何のメリットがあるのでしょうか？費用対効果が悪すぎます。

**これはさすがに不平等だと思うのは私だけでしょうか？**

こういう不平等を続けると有能なお金を稼ぐ人はもっと税金の安い国外に逃げてしましますし、そもそも

**税金と言う重石を背負わされて諸外国と競争している訳ですから、当然、国際競争力が弱まります。国際競争に負けては、結局 1 億総貧乏です。**

少なくとも私が頑張れない以上、有能な方に少しでも頑張ってもらわないと・・・話が少しそれてきましたね。戻しましょう。

とにかく累進課税ですので、

**節税のためには出来るだけ税率の低いランクに入る努力が必要になります。**

### 3. 損益通算について

所得はさらにいくつかの所得に分けられます。

参考 国税庁 Web サイト「タックスアンサー」の所得分類

<http://www.taxanser.nta.go.jp/2220.htm>

とにかく細かいグループ分けがあり、同じグループのもの同士ならば損益が通算できますが・・・裏を返せば、グループの違うものは通算できなかつたりします。

最悪場合は（と言ってもよくある話です）損したものは「何も無かったこと」とされ、利益が出たものだけは「お前儲かったんだろ」と課税される事になります。

例えば株式取引で 200 万円損をして外貨預金の利子所得が 50 万円だったとした場合、株式譲渡益と利子所得は所得区分が違うので通算する事ができません。

通算で 150 万円の損失のはずなんですが、**株式の損失は課税上無視されて**（ただし確定申告する事で 3 年間位損失を繰り越すことができます）**利子所得の利益からは利益の 20%=10 万円税金を取られます。**

**こちらから見れば通算で損しているのに税金が取られるとはなんともオカシな話です・・・**

この辺について詳しく書かれている本に

「ホントは教えたくない 資産運用のカラクリ(東洋経済新報社 安間伸著)」があります。

税制がころころ変わるので情報が少し古くなってしまいましたが、

考え方として非常に参考になり勉強になる本です。かなりお奨めです！

#### 4 . 課税所得と各種控除について

総合課税の対象となる**課税所得**という金額派は総所得からの各種の所得控除額の引き算で求められます。何を引き算するのかと言うと、例えば各自払い込んだ社会保険料等は**社会保険料控除**という名目で総所得から引き算されます。

**「その分は稼がなかったものとみなされ課税されない」**

のです。こういうものを所得控除と言って、給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、配偶者控除、扶養者控除等色々あります。

国税庁「タックスアンサー」

<http://www.taxanser.nta.go.jp/1100.htm>

そして最終的に、総所得からこれらの各種所得控除を引いた残りが課税所得になります。これは非常に重要で、「所得が同じでも所得控除が多ければ課税所得が少なくなる」訳です。

**所得控除を増やせば税額も適用税率に応じて減ります。**

累進課税ですから、特に高額所得者ほどその節税効果は絶大なものとなります。だから、個人事業主は何でもかんでも領収証をきる訳ですよ。その領収証が経費として税務署をパスすれば

**総所得からどんどん経費を差し引いて、どんどん課税所得を減らすことができます。**

サラリーマンはこういうことが出来ない代わりに（？）「給与所得控除」という制度があります。その人の給与所得金額に応じて決められた割合を必要経費とみなし、所得から控除できる制度です。

## 節税の具定例

節税には破壊力はあってもすぐには効果がでないものや、とりあえず直近の確定申告分から即効果のあるものなどがあります。まずは即効性があるものですが…

実は所得の集計期間（2005/1/1～2005/12/31）がすでに終わっているのに、そんな虫のいい話はあまりたくさんは無かったりします。

**節税は本来、一年前から計画的にやるものなんですよね。**

（来年は万全の体制で臨んでくださいね）

しかしそうは言っても、知っていると知らないでは大きな違いになる事もいくつかあります。そういうものをいくつか取り上げてみましょう。

さて節税とは、即効・遅効を問わず、

**基本的に所得から控除できる額（引き算できる、稼がなかった事にできる額）を地道に積み上げていくのが常套手段です。**

と言う訳ですぐにでも控除できる対象を具体的に検討していきましょう。

## 雑損控除

今年を対象者が多いと思われるのは「雑損控除」です。

雑損控除とは天災その他のなんらかの損害を被った人に対する救済措置です。今年には日本海側は大雪の被害が大きかったようですが、例えば雪かきにかかった費用等でも対象になります。

参考にしたの HP を引用しますと（URL は下のほうに記載）

### 1 制度の概要

災害又は、盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合には、の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。

### 2 雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

(1) 資産の所有者が次のいずれかであること。

#### イ 納税者

ロ その年の総所得金額等が38万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族

(2) 生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること。（別荘や事業用の資産、それに書画、骨とう、貴金属等で1組又は1個の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりません。）

### 3 損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- (3) 害虫などの生物による異常な災害
- (4) 盗難
- (5) 横領（なお、詐欺や脅迫の場合には、雑損控除は受けられません。）

となっています。年間の損失額が5万円以下だと控除の対象にならないようです。

詳しい計算方法などは下記の参考 HP を参照してください。

**雪かきにかかった費用や、雪害、地震、台風等で屋根が壊れた修理代金などはこれに該当  
しますね。**

例えば、年収 500 万円の人が雪害で壊れた屋根の修理に 200 万円かかって保険に入ってた  
なかったとすると、損失額 - ( 所得の 10% ) が雑損控除として、所得から控除されますから

200 万円 - 500 万円 × 10% = 150 万円

が所得から控除される事になります。

もともと大きい損害が出ている訳ですからとてもお気の毒なのですが、所得税でこういう  
救済措置がある事を知っているのと知らないのではずいぶんと変わってきますよね。

ちなみに私の実家は 2004 年に台風により屋根瓦が剥げ落ち、そのために雨漏り 天井がだ  
めになると言う大被害にあい、修理代で 200 万近くかかったようです。お、恐ろしい・・・

参考 HP タックスアンサー

<http://www.taxanswer.nta.go.jp/1110.htm>

## 株式等の譲渡益について

2004 年と 2005 年は株価がとても上がりましたね。2005 年中に売却益が上がった方も多いと思います。ここでは株にまつわる「即効性のある節税」をテーマに幾つかの方法を挙げてみますね。

### 1. 定率減税の利用

皆さん、源泉徴収あり特定口座の利用者はどれ位いらっしゃるでしょうか？

この特定口座の方は税金は源泉徴収されるのでそれでお仕舞いと考えている方も多いと思います。

**ところが！そうではない場合もあるんですよ！**

「定率減税」は皆さんなんとなくご存知でしょう。一応説明をしておきますと定率減税とは、算出された税額から、所得税の場合はその 20%（最高 25 万円）、住民税の場合はその 15%（最高 4 万円）を差し引く減税措置です。

高額所得者（所得税を大体 80 万円納めた人）でない限り確定申告をすれば、

**この定率減税を適用する事によって税金が還付される事になります。**

どういう事かといいますと、特定口座の場合は 10%（時限措置）の源泉徴収で確定申告の義務はありませんが、収めた税金 10%の内訳は所得税 7%と住民税が 3%になっています。

つまり、去年特定口座を用いて 100 万円の利益を出した方は源泉徴収で 10 万円を納め、そのうち 7 万円は所得税です。この 7 万円は定率減税を考慮されていませんから、

**確定申告をするとその 20%の 14000 円が戻る事になります。意外とオイシイでしょう？**

## 2. 忘れていませんか？塩ジイの優遇税制

先ほどは「源泉徴収あり特定口座」の方対象の話でしたが、これはそれ以外の「特定口座を利用してない、もしくは源泉徴収なし特定口座利用者」が対象のお話です。

以前、塩川元財務相が導入した優遇税制を覚えていますか？おさらいしましょうか。

**「2001年11月30日から2002年末までに購入した1000万円までの株式を2005年まで保有して2007年末までに売却した場合は売却益全額非課税」**

文中の数字を見てもらえば分かると思いますが、この優遇税制は生きているんです！

今となってはなんとも大盤振る舞いの税制ですね。（笑）

どう考えても大底だったあの時に買った株式は、十分に株価が上がった2005年中に売却してもその売却益は「まるまる非課税」なんですよ～！

ちょっと私興奮しすぎてますね。（ちなみにこの優遇税制私は関係ないです。涙・・・）

という訳で、この対象となる株式の売却益は確定申告時に所得からはずす事が出来ます。該当すれば滅茶苦茶オイシイですよ。

「源泉徴収あり特定口座」の方はゴメンナサイ。すでに課税対象に自ら組み込んだ事になりますから、この優遇税制の恩恵にはあずかれないようです。

### 3. 他の口座や過去の損失との通算

株式譲渡益は他の所得とは通算できませんが、株式投信の譲渡損、他の口座の株式譲渡損や過去の損失と通算が出来ます。

まず、口座間から。

源泉徴収あり特定口座は基本的に確定申告しなくてもいいのですが、実は譲渡益が発生した場合は源泉徴収してくれますが、損失を出した時は面倒見が悪いんです。

特定口座で損失を出した場合は他の口座の譲渡益と通算する事も出来ますし、将来の譲渡益が出たときに通算することも出来ますが、

**そのためにはとにかく「確定申告することが必要」となります。**

特定口座とはいえ損失は立派な損失ですから、複数の口座をお持ちで他で利益が出ている方は無視しないで他の口座と通算してください。少しは節税になります。

もう一つは過去の損失と通算です。

2003年より、株式の譲渡損は3年まで繰り越せる事になりました。2003年、2004年に株式譲渡損があった場合は、2005年の譲渡益と通算する事が出来ます。前提として、

**繰り越す損失のあった年から確定申告を続けている事が必要ですが、**

もし、2003年、2004年にこの事を知らずに確定申告をしなかった方も、税務署の方に相談するとどうにかなる場合もあるようです。

例えば2004年に100万円の譲渡損があり、2004年分のからきちんと損失繰越の確定申告をしていたとすると、2005年の売却益が200万円だったとしても、通算して譲渡益は200万円-100万円=100万円とすることが出来て、節税になります。

源泉徴収あり特定口座をご利用の場合は今年の売却益の200万円分の税金が源泉徴収されているかも知れませんが、確定申告によって還付されるでしょう。(前掲の定率減税分の還付もあるでしょうね)

もし2004年の売却損が100万円で2005年の売却益が50万円の場合は、通算して残った、今年の売却益から去年の損を差し引いても50万円分去年の損が残ってしまいましたが、残りの売却損50万円はさらに2年間繰越す事が出来ますので、きちんと確定申告しておいてください。

## 扶養控除、配偶者控除

例えば年末ギリギリになってから「お子さんが増えた」「結婚して奥さんが扶養者になった」等という方いらっしゃいませんか？

そういう方はもしかしたら、確定申告で還付されるかもしれません。  
(奥さんの場合は年末までに103万円以上稼いでいれば対象になりませんが)

扶養控除とは扶養者が居て、その年齢などに応じて所得が控除される仕組みです。

### 扶養家族の種類と所得控除額

特定扶養家族(16歳~22歳)	1人63万円
老人(70歳以上)	1人48万円
同居老親(70歳以上で同居している親)	1人58万円
それ以外(16歳未満の子供や70歳未満の親など)	1人38万円

配偶者控除は扶養控除の配偶者版で38万円です。

**ここで、控除の対象人数は「年度末のもの」が適用になります。**

もし、年末に子供が生まれたり結婚したりして、扶養者が増えた方は会社でやってもらった年末調整に間に合っていない可能性があります。そういう方は確定申告によって税金が還付されるかもしれません。

例えば年末にお子さんが生まれて年末調整されていない場合は、所得が38万円控除されませんから、

課税所得が141万円以上330万円未満の場合は3万8千円

課税所得が368万円以上900万円未満の場合は7万2千円

それ以上の所得の方も所得税の税率に応じて還付される事になります。

**何度も言いますが、累進課税なので所得が高い方ほど節税の効果が大きくなります。**

また、これを応用して

**「扶養者を増やして節税する」ことも考えられます。**

税法上、扶養親族とは”生計を同じくする6親等内の血族および3親等内の姻族”と定められています。いそうですが、扶養控除には特に年齢制限も無いので、低所得のフリーター（今流行のニートってやつですね）の子供やリストラされた悲しい父親、離婚した出戻り娘なんかもちろん対象になります。

また、必ずしも同居している必要性は無く、生計を共にしていれば要件を満たすそうです。

年金暮らしの親でも、65歳以上なら、公的年金収入158万円まで扶養に入れられます。いったん扶養から外れた親族でも、収入が無くなれば扶養に入れ直すことが出来るので、まずは会社へ届出を出しましょう。

**そして間に合わなかった分は確定申告してみましょう！**

「えーっ！そんなの知らなかったヨ！今まで大損したよ！」って方もご安心を。さらにステキな事には確定申告をすれば

**「過去5年前」まで遡って扶養控除分の税金の還元を受けることができます。**

さらに扶養に入れている人が払った社会保険料も控除できるのですよ。フリーターの息子が払った国民年金の保険料や、無収入の親が払った介護保険料なども、自分の所得から控除することが可能です。

しかし社会保険料に関して、年末調整では自分の分しか控除されていないので、家族の分を控除するには、

**必ず確定申告が必要になります。**

扶養控除も奥が深いでしょう？

## 住宅ローン減税

去年住宅購入なさった方でこの制度を知らない方は殆ど居ないと思います。銀行の方などから説明があったでしょうから。

しかし解っている方もこれだけは注意してください。

**「初年度は必ず確定申告が必要です。」**

2年目以降の方はサラリーマンの場合「年末調整」で済みます。最近家を買ったのに知らなかった！と言う方。ぜひ利用してください。この節税はすごい破壊力がありますよ。

現在、住宅取得を検討中の方は即効性は無いですが、**よく読んでおいてください。**後半には住宅ローンを組む上での節税戦略的なことも書いてありますので。

この制度は正式には「住宅借入金等特別控除」と言うようですが、要は住宅ローンを組んで住宅を新築や購入した際のローン残高によって**「税額控除」**されるものです。

国税庁「タックスアンサー」

マイホームの取得と所得税の特例(住宅借入金等特別控除)

<http://www.taxanser.nta.go.jp/1210.htm>

マイホームを新築や購入したとき(住宅借入金等特別控除)

<http://www.taxanser.nta.go.jp/1213.htm>

詳細は上記リンクをご覧ください。概要を説明します。

適用される要件

- ・居住用に購入したものである事
- ・所得が3000万円以下であること
- ・住宅の床面積が50平米以上である事

等の要件を満たすことによって、

平成11年1月1日から13年12月31日までの取得については15年間、

平成14年1月1日から平成20年12月31日までの取得については10年間、

17年取得の方の場合は4000万円を上限とするローン残高の1%を「税額控除」します。

平成11年以前に取得された方も少し制度が異なりますが、類似の制度がありますので以下を参考にしてください。

さっきから「税額控除」を強調するのが気になるかもしれませんが、今までの連載の節税法で出てきた「**所得控除**」はその控除相当額を「**稼がなかった**」ものとしてその分の所得を所得から減額するだけで、節税効果はその方が適用される所得税率を掛けた値となりますが、

**「税額控除」はまるまる税額を控除するんです。**

これだけで意味が分かりましたでしょうか？

例えば課税所得330万円ですべての所得は税率10%納める税額が33万円の人が、さらに新たな「**所得控除**」を30万円適用できる場合は、最終的な課税所得は

**330万円-30万円=300万円**で最終的な所得税は**30万円**

になり、節税効果は30万円×10%=**3万円**と言う事になります。

対して「税額控除」はさっきと同じく課税所得330万円ですべての所得は税率10%=33万円の人が、さらに新たな「**税額控除**」を30万円適用できる場合は、これは**税額からダイレクトに控除=引き算**できるので、

**最終税額は33万円-30万円=3万円！！**

になり、所得控除に比べて税額控除は「かなりオイシイ」制度になります。

住宅ローン控除適用前の所得税が 30 万円の方が住宅ローンを組み住宅を購入して、17 年度末のローン残高が 3000 万円ある方はその 1%=30 万円が**税額控除**となりますから、引き算すると所得税は何と「0 円」になってしまいます！

対象になる方はとてもお得ですね。

類似の制度で、ローンを組んで増改築した場合にもローン残高を税額控除する制度があります。詳細は以下のリンクをご覧ください。

国税庁「タックスアンサー」

マイホームの増改築などをしたとき(住宅借入金等特別控除)

<http://www.taxanser.nta.go.jp/1216.htm>

最初にも書きましたがこれらを適用する場合、初年度は「必ず確定申告が必要」になりますのでご注意ください。

## これから住宅購入を考える人へ

さて、現在取得を考える方で「共働き」や「2世代住宅」を考えている方にちょっと考えて頂きたい事があります。

今年（平成 18 年）からは住宅ローン控除のローンの上限が 3000 万円に下がってしまいましたが（越えた部分については税額控除されないという意味です）それでも我々普通のお給料のサラリーマンは（違う方はゴメンナサイ）税額控除枠を使い切れない場合が多いのではないのでしょうか。

どういう事かと言うと、例えば今年の年末に 3000 万円の住宅ローンが残っているサラリーマンが居るとします。

もともとの所得がウナル程ある訳でないのに、扶養控除だ何だで控除していくと課税所得はそれほど高くない方も多いでしょうから、

**税額控除枠を使い切れない場合が出てきます。**

仮に住宅ローン控除前の所得税が **20 万円** だったとすると住宅ローン控除適用後の所得税は **20 万円-30 万円** で **-10 万円** ですが、

**所得税は当然マイナスにはならないので所得税は 0 円。**

せっかくの税額控除の枠を 10 万円余してしまって、もったいないですね。

このようなケースでも共働きや 2 世帯住宅の場合は、

**「ご主人と奥さん」や「ご主人とお父さん」等の共同名義で住宅ローンを分割すると、この税額控除枠を使い切ることが出来ます。**

例えば折半するとローンは 1500 万円ずつですから、税額控除は一人につき 15 万円ずつです。仮にお二人とも住宅ローン控除適用前の所得税が **20 万円** ずつだったとすると、**15 万円** ずつ税額控除されて所得税は **5 万円** ずつになります。

またこの方法を使えば、住宅ローン減税の制度の上限 3000 万円を超えるローン残高でも有効にローン残高を使えます。

お一人で 4000 万円の残高の場合は上限の 3000 万円分、つまり 30 万円までしか税額控除の対象となりませんが、

**2 分割した場合は 2000 万円ずつになり、20 万円 x2=40 万円が税額控除できます。**

所得税を払っている方複数名でのローンの分割は

- ・ローン残高が上限（今年 3000 万円）を超える場合や、
- ・税額控除額が実際の所得税額を超える場合

でもその効果を発揮するので、ローンを組む前に検討してみる余地がありますね。

また、ローンの繰り上げ返済はこの制度を前提に考えると、年末にやるくらいなら、年始にやったほうがいいのかという話にもなります。

なぜなら住宅ローン控除の額は「年末のローン残高」によって決まるからです。

（繰り上げ返済の話は別名レポートでやります。）

## 住宅ローンにまつわる税金とは関係ない追加情報

さて、ここまで読んで頂いて本気でローンの借り換えや住宅購入を考えていらっしゃる方は、大手ソフトバンクグループのコンサルティング会社が「無料」で相談に乗ってくれると言う事です。

無料って怪しくないの？どこで利益が出ている？とよくよく見ていると、相談の結果、たくさんの提携金融機関の 500 種類の商品から適したものを選んでくれるのですが、その取り次いでくれる時に、提携金融機関から手数料が支払われるとの事です。

プロのコンサルタントが 500 のプランから中立に選んでくれるので、非常に魅力的な話だと思います。

こっち借り換え専用です。新規のサービスはもう一つ下をご覧ください。

### 住宅ローン借換への近道！SBI モーゲージ・コンサルティング

<http://px.a8.net/svt/ejp?a8mat=ZUT19+F17102+CK8+5YJRN>

上記は借り換え専門でしたが、さっきのグループ会社が新規住宅ローンについても同様のサービスを行っています。

### SBI モーゲージ

<http://px.a8.net/svt/ejp?a8mat=ZUW00+BUADWY+B11+BZVUB>

いかがでしたでしょうか？

関係ある人には所得税が 0 になる可能性も十分にあるので、とてもいい話ですよ。

えっ、私ですか？？

平成 16 年に住宅購入しましたが、残念ながら「床面積」が 47.5 平米で要件を満たしません。「壁心」から測る「専有面積」は 50 平米なんですけど・・・(カナリくやし涙)

## しつこいですが、住宅ローン関連の追加情報 2

住宅を最近買ったばかりの方へ

リクルートが最近住宅を購入した人にアンケートをとっています。これに答えると 3000 円の商品券が貰えました。ウチなんて OK したら取材にもきちゃって、とある HP に行けば写真も載ってます。

アンケートに答えて 3000 円だったら、ちょっとお得かもしれません。

株式会社リクルート 住宅情報編集部 マイホーム購入者アンケート担当

首都圏用

<http://px.a8.net/svt/ejp?a8mat=ZUTIG+7ZKDYQ+136+1B0LUB>

関西圏用

<http://px.a8.net/svt/ejp?a8mat=ZUTIG+8TC27M+136+1HQDCJ>

東海地区用

<http://px.a8.net/svt/ejp?a8mat=ZUTIG+8WB88I+136+1NL9XV>

住宅ローン関連はいじょうです。

## その他の控除について

正直に言って、「即効性があり」パンチの効いた節税は私の知っている範囲では出し尽くしてしまいました。

しかし！まだ基本的なことをやっていません。

効率重視のあまり、ちまちました基本は後回しでしたから。今日はそれらをさーっと流してみましよう。

### 1. 医療費控除

これは年間に10万円もしくは年収200万円以下の方はその5%を超える額を医療費として支払った方に対する所得控除です。

所得控除額は

(支払った医療費-保険などで補填された額) -10万円(もしくは年収5%)

詳細は下記をご覧ください。

<http://www.taxanser.nta.go.jp/1120.htm>

医療費に10万円支払った人はなかなかいないかもしれませんが、課税所得が**100万円しかない人は5万円**を、課税所得が**50万円しかない人は2万5千円**を超えた額が控除される事になります。

主婦だけどアルバイトしすぎて所得税を払っている人やフリーターをやっている息子など、

**家の中でもっとも所得が低い人が医療費を払った事にすれば、**

控除の可能性が飛躍的にあがるのです。一考の価値はあります。

### 2.3.生命保険料控除（個人年金含む）、損害保険料控除

生命保険や簡易保険、火災保険や自動車保険等を払っていると、全額ではないですがある金額が所得控除されます。

タックスアンサー「生命保険料控除」

<http://www.taxanser.nta.go.jp/1140.htm>

タックスアンサー「損害保険料控除」

<http://www.taxanser.nta.go.jp/1145.htm>

通常生命保険と別枠で個人年金などの保険料も条件を満たせば対象になります。

この辺はむしろ来年の確定申告のために今から準備すべき項目なんですが、  
（そこの戦略は今後大きいテーマの一つとして扱っていきます。）

万が一保険屋さんから来た保険料払い込み証明書を捨てたり、紛失したり、放置して会社に提出しなかったりしている方は再発行なり何なり手続きをして、きちり確定申告して税金を取り返して下さい。

#### 4.他の控除は何があるのか

節税と言うのはとにかく、せっせと認められている所得控除を積み上げる作業です。  
(逮捕されたどっかの節約カリスママ主婦みたいに嘘についてはいけませんよ！)

**自分に該当する控除が無いか最後によく見直してくださいね。**

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、  
生命保険料控除、損害保険料控除、寄附金控除、障害者控除、  
寡婦(寡夫)控除(この控除は女性の場合と男性の場合とがあります。)、  
勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除。

気になる項目があったら、詳細は以下を参考にしてくださいね。

国税庁 タックスアンサー

<http://www.taxanser.nta.go.jp/shoto320.htm>

## 最後に

最後まで読んでいただきまして、ありがとうございました。  
さて、最後にもう一度私のメルマガの紹介をさせてくださいね。

この低金利時代、銀行に預けても老後の不安はとて拭えません。  
しかし何かやらねばと思っけていても、いざ投資と言ってもピンと来ない方も多いはずで  
そんな方々と共に節税、保険、年金、住宅ローン等まずは身近な守りの分野から、お金の  
知識を高めていこうと言うメールマガジンです。

### 「まずは身近な所から身につけるお金の知識」

まぐまぐの紹介ページ：<http://www.mag2.com/m/0000183227.html>  
関連サイト(ブログ)：<http://www.kingyo.co.uk/money/>

しかし、守りと言ってなめないでくださいね。(笑)  
年利1%年金も、節税分を入れれば年利10%も夢じゃないです。  
100万編住宅ローンの繰上げ返済を行ったら、100万円支払利子を経るかも知れません。  
購読していただくといろいろと発見があると思います。

私一人では非力ですが、読者の皆様にもブログなどを通して、情報交換に参加していただ  
きたいと思っております。  
もう一度・・・

### 「まずは身近な所から身につけるお金の知識」

まぐまぐの紹介ページ：<http://www.mag2.com/m/0000183227.html>  
関連サイト(ブログ)：<http://www.kingyo.co.uk/money/>

以上になります。  
最後まで読んで頂いて、ありがとうございました！